

栃木市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表いたします。

令和元年12月9日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 茂 呂 健 市

記

1. 監査の実施日 令和元年10月7日

2. 監査の対象

(1) 対象団体 栃木市農業再生協議会

(2) 補助金等 経営所得安定対策等推進事業費補助金

3. 監査の方法

主に平成30年度の補助金に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼をおいて監査した。

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料、関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員に対する質問等により実施した。

4. 監査の結果

補助の目的に適合した事務事業が執行されたと認められるものの、会計経理に関し、一部指摘事項が見受けられた。

以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

栃木市農業再生協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るため、経営所得安定対策の推進等を目的に、平成23年6月29日に栃木地域を区域として設立された団体である。その後各地域の水田農業推進協議会等と統合し、現在に至っている。

経営所得安定対策直接支払推進事業としては、営農計画書及び交付申請書の受付・相談、現地確認、システム入力・集計事務、確認結果報告等を行い、事業の円滑な推進に努めている。なお、現地確認の実施については、平成28年度に地図システムを導入し、平成29年度からはタブレットにより行うなど、業務改善に取り組んでいる。

(2) 会計経理について

平成30年度における市からの補助金2,319万7,000円は、経営所得安定対策直接支払推進事業を推進するために交付されたもので、確実に受け入れられている。支出については、人件費、郵送料、システムリース料等事業の推進に必要な事務費として執行され、関係する帳簿、書類等については符合しており、おおむね適正に処理されていた。

ただし、次のような事項が見受けられた。

ア 栃木市農業再生協議会規約及び栃木市農業再生協議会会計処理規程において作成することとされている財務諸表のうち、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録を作成していない。

イ ガソリン代の支出が、月によって経営所得安定対策直接支払推進事業会計（以下「事業会計」という。）と協議会事務運営費会計（以下「運営費会計」という。）で分かれているなど、同じ支出項目であるにもかかわらず、会計区分の統一性に欠ける事例が散見された。

ウ 各会計の収入科目にある委託金収入について、規約や事業の実態に照らし必要性を検討する必要がある。

<平成30年度決算状況>

	経営所得安定対策直接支払 推進事業会計	協議会事務運営費会計
収 入	23,197,000 円	7,534,098 円
支 出	23,197,000 円	4,122,138 円
差引残額	0 円	3,411,960 円

(3) 要望指摘事項について

当協議会は、国が推進する経営所得安定対策事業の円滑な実施に欠かせない団体であって、農業者からの申請件数が減少し、市からの補助金交付も年々減少傾向にあるなど厳しい運営状況のもと、事務局の統合や人員削減、地図システムの導入などの業務改善に取り組んでいる点は高く評価される。今後も引き

続き、市内農業者の経営安定に寄与するよう事業を推進していただきたい。

なお、会計経理に関し、次のとおり是正又は改善を行うよう申し述べる。

財務諸表が作成されていないことについては、公金の管理の点からも好ましくない。協議会としての資産等を明確にするためにも、整備する方向で検討されたい。

同じ支出項目が事業会計、運営費会計それぞれに計上されていることについては、当該補助金が市、県を経由して国から交付されるものであり、その充当先を明確にするため事業会計の差引残額が0円になるよう経理していることが原因である。その原因自体には理解を示すことができるが、経理の正当性には疑念を感じる。会計を区分している意義を改めて認識していただくとともに、会計区分ごとの支出科目の統一性を十分配慮した上で、必要な会計間のやりくりの整合性がとれるような仕組みを検討されたい。

委託金収入科目については、その必要性を検討するとともに、規約や事業の実態との整合性を図られたい。

また、所管課においては、補助事業が適正かつ効率的に執行され、その目的に沿って十分な効果を発揮しているかどうか対象経費の検証をすることが必要である。特に当協議会については、所管課が事務局を兼務していることもあり、容易に検証ができる反面、馴れ合いの状態になってしまうことが懸念される。その点を十分に留意していただき、会計経理全般について適正な執行を指導されるよう要望する。

(4) 付帯意見について

運営費会計の決算差引残額は 341 万 1,960 円であり、市負担金収入 217 万 9,000 円を上回っている。前年度からの繰越金収入も 485 万 1,134 円であって、やはり市負担金を上回っており、これらの状況を踏まえると、継続的に繰越金が市負担金を上回っている状況が推察される。負担金は協議会の会員として、また市の責務として負担をしているものであって、その性質は補助金と異なるものの、市からの財政的援助に変わりはない。市と協議会の役割や兼務する職員の人件費等も踏まえ、市負担金のあり方についても検討していただきたい。